

審 査 基 準

平成 13 年 4 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 5 条第 4 条
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日間
申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：申請に係る警察署の生活安全課
備 考：